

刈谷市市民活動総合補償制度のご案内

この補償制度は、市民の方々が市内で行われる市民活動等に
安心して参加していただけるよう、活動中に起こりかねない
万が一の事故に備えて設計された補償制度です。



令和元年 5 月

補償の内容

| | | 補償金をお支払いする場合 | お支払いする補償金 | 補償金をお支払いできない主な場合 |
|----------------------------|---------|--|---|---|
| 傷 害 補 償 事 故 | 死亡補償金 | 補償対象者が傷害事故の発生した日から起算して180日以内に死亡した場合 | 死亡・後遺障害補償金額×100% | <ul style="list-style-type: none"> ① 保険契約者または被保険者の故意または重過失 ② 自殺、けんか、犯罪行為 ③ 脳疾患、疾病、心神喪失 ④ 反乱、原子核反応など ⑤ 地震、噴火、津波 ⑥ 無資格運転、酒酔い運転 ⑦ むちうち症や腰痛等で他覚的症状のないもの ⑧ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなどの危険なスポーツによるケガ ⑨ レーサー、競輪選手等危険な職業、試運転、訓練、競技、興行およびその練習のために道路外で乗り物に乗っている間の事故など |
| | 後遺障害補償金 | 補償対象者が傷害事故を直接の原因としてその傷害事故の発生した日から起算して180日以内に後遺障害を生じた場合 (その期間内に後遺障害の生ずることが確定しなかった場合は、181日目における医師の診断により将来後遺障害の生ずべきことが推定された場合) | 後遺障害の程度に応じて 死亡・後遺障害補償金額×3～100% ※死亡補償金と後遺障害補償金は、保険期間を通じて、合計して死亡・後遺障害補償金額が限度です。 | |
| | 入院補償金 | 補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能または業務機能に支障をきたしたため入院により治療を受けた場合 | 入院補償金日額×入院日数 ※入院日数は180日が限度です。 | |
| | 通院補償金 | 補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能または業務機能に支障をきたしたため通院により治療を受けた場合 | 通院補償金日額×通院日数 ※通院日数は90日が限度です。 ※平常の業務または生活に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては通院補償金をお支払いしません。 | |
| 賠償責任補償事故 | 賠償責任補償金 | 市民活動の主催者（地方自治体や市民団体等）、市民活動に従事する者（指導者やスタッフ）が市民活動に伴い誤って第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償金 ・弁護士費用、裁判費用等の争訟費用 ・応急処置、護送等の費用 補償金一免責（自己負担額）1万円 ※1回の事故につき支払限度額が限度です。 ※賠償金額の決定には、事前に保険会社の承認が必要です。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 地震、噴火、津波、暴動 ③ 航空機、昇降機、自動車運行中の事故 ④ 同居の親族に対する事故 ⑤ 施設の工事（テント・やぐら等仮設の工事を除きます）による賠償責任 ⑥ 活動終了後、その活動等の結果（提供した飲食物を除きます）に対する賠償責任 |

事故報告書・請求書類の提出先

刈谷市役所 市民活動部 市民協働課

TEL 0566-95-0002

FAX 0566-27-9652

補償内容・請求書類の問合せ先

保険取扱者 東海保険ブローカー株式会社 担当：藤田

TEL 052-587-2500 FAX 052-587-2501

● 補償金の限度額は

1 傷害補償金（1名につき）

| | |
|---------|-----------|
| 死亡補償金 | 300万円 |
| 後遺障害補償金 | 9万円～300万円 |
| 入院補償金日額 | 2,000円 |
| 通院補償金日額 | 1,000円 |

※事故の日からその日を含めて180日以内の期間での、入院は入院補償金日額を、通院は90日を限度として通院補償金日額をお支払いします。

2 賠償責任補償金

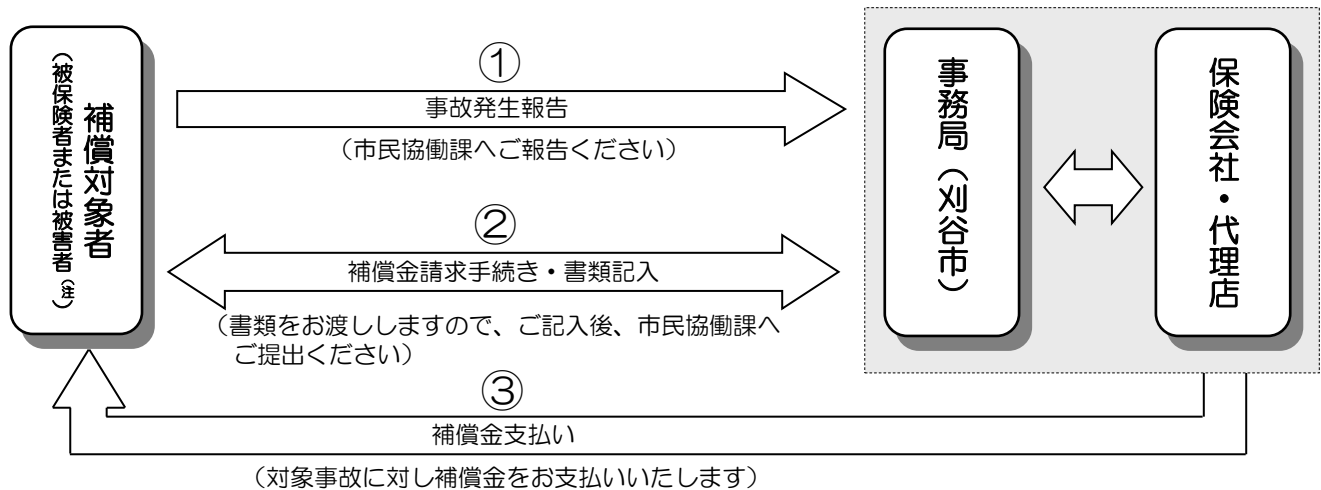
| | | |
|-------|-------------|-----|
| 支払限度額 | 対人・対物共通限度額 | 5億円 |
| | 免責金額（自己負担額） | 1万円 |

● 事故が起こった時は？

万が一事故が発生した場合は、市民協働課まで事故報告書を30日以内に提出してください。（別紙「事故報告書」をご利用ください。）なお、地域活動中の事故は自治会長（地区長）または公民館長名で、ボランティア登録団体の活動中の事故は代表者名で、事故報告書を提出してください。

事故処理の流れ

事故報告および補償金（保険金）請求フォロー



注）一定の条件が揃えば被害者へ直接保険金をお支払いすることもございます。

注意事項

※事故の日から30日以内に報告がないと、補償金のお支払いができなくなる場合がありますので十分注意してください。

※傷害事故で入院・通院の場合、補償金（保険金）請求額が10万円以下であれば診断書は必要ありません。その代わりに、診察券（写）、治療費領収証（写）をご提出ください。

※賠償事故で

- ・物損事故の場合、損害を証明するために写真を2～3枚撮影してください。
- ・物損事故の場合、損害額によって保険会社が立会い調査を行うことがありますので、できる限り現場を保存し、損害物件は保険会社の調査が終了するまで処分しないようにしてください。万が一、諸般の事情で保存できないような場合や修理を急ぐ場合は、保険会社の了解を得て処分してください。
- ・人身事故発生の場合は、被害者の保護と安全に万全を期し、事故の拡大防止に努めてください。また、関係機関（警察・消防等）にも連絡してください。
- ・加害者と被害者は当該事故に関し、人身事故については治療が終わった時点で、物損事故については修理が終わった時点で、その損害額について示談をし、示談書を締結します。（示談交渉については、刈谷市では行いませんので、保険会社の指示を受けた後、本人で行ってください。）

この制度の概要

● 市民活動総合補償制度とは

市民のみなさんがボランティア活動や自治会活動、公民館活動などの市民活動を行っているときに偶然発生した事故に対して補償するものです。

○市民活動とは

市民が参加・運営する団体活動（市民団体が、当該活動・行事の計画立案を行ったり、運営に従事したり、また、市民が当該活動・行事に参加することを含みます。）とします。

刈谷市など地方公共団体が行う団体活動・行事に市民団体や市民が参加した場合や、依頼を受けて行う活動・行事も、市民活動となります。

○市民団体とは

市民（市内に居住、通勤、又は通学する者をいいます。）により自主的に組織された団体で市内に拠点を置くものをいいます。

（例：自治会、公民館、子ども会、老人会、婦人会、特定非営利法人、ボランティア団体等）

○団体の登録

補償の適用を受けるには、刈谷市民ボランティア活動センターまたは、刈谷市社会福祉協議会への団体登録が必要です。ただし、以下のような団体は登録をしなくても適用されます。登録方法や登録が必要かどうか迷う場合は、刈谷市役所市民活動部市民協働課にお問合せください。

- ・自治会、公民館、子ども会、老人会などの地域団体。
- ・既に、刈谷市民ボランティア活動センターまたは、刈谷市社会福祉協議会への団体登録が済んでいる団体。

● どのような場合が対象となりますか？

団体活動中に偶然発生した次のような事故に対処します。

1 傷害補償

市民の方が、団体活動中にケガをしたり、死亡した場合。（運営の経路の往復中を含みます。）

補償金お支払い（例）

- ・ 広報、回覧板の配布活動中に交通事故にあった。
- ・ 運動会で熱中症になった。
- ・ 盆踊りのやぐら作りの際、ケガをした。
- ・ 清掃ボランティア活動中にケガをした。
- ・ 除草ボランティアに行く途中、交通事故にあった。

2 賠償責任補償

団体活動の遂行に起因する事故が原因で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊し、団体活動者が法律上の賠償責任を負った場合。

補償金お支払い（例）

- ・ お祭りなどで提供した出店の飲食物で食中毒が発生した。
- ・ イベントボランティアで竹とんぼ作りを教えていたときに、子どもにケガをさせてしまった。

○ 活動について

- ・ 刈谷市内で行う公共的な活動が原則として対象となります。
- ・ 政治、宗教若しくは営利を目的とする活動又は職業として行う活動は除きます。
- ・ 有償での活動中の事故は対象になりません。
- ・ 運動競技を行うことを目的としたアマチュアスポーツ団体の構成員が行うスポーツ活動中の事故は対象にはなりません。
- ・ 懇親会での事故は対象になりません。